

第1回実施本部会議 記録

日時：平成23年9月7日（水）7:30~8:30

場所：放射線医学県民健康管理センター

出席者

本部長：阿部正文教育研究担当理事

副本部長：山下俊一副学長

副センター長（兼疫学部門長）：安村誠司教授

臨床部門部門長：細矢光亮教授

副部門長（甲状腺担当）：鈴木真一教授

副部門長（こころの健康度担当）：丹羽真一教授

副部門長（妊産婦担当）：藤森敬也教授

事務局次長：清水勝夫

< 県 > 小谷尚克主幹、竹村真生子科長

< 事務局 > 根本主幹、坂内主幹、河野主幹、山端専門医療技師、宍戸主査、伊藤主査、成田副主査

1 協議等

議題1 妊産婦に関する調査について

配布資料に沿って藤森教授から説明が行われ、協議された。

資料頁	説明・協議事項等
	<p>○妊産婦に関する調査についての協力依頼文書について、案の内容でよいか質疑があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・日本産科婦人科学会（日本産婦人科医会）会長あて・日本産婦人科医会（日本産科婦人科学会）会員あて・福島県より県外へ移動された妊産婦様あて <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">・この調査を行った後、どうなるのかという問合せに対する回答はあるのか？ →支援体制を作るということで考えており、調査も含めてバックアップ体制のことを県民に情報提供した方がよい。・今回お願いするのは県外避難者の人たちに対するもので、県内の人たちは母子手帳を中心として送付することになっている。県の産婦人科医会の開業医の方たちには口頭で周知をしている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更された場合は判るのか？ →受診時に福島県の人だと判った時点で住民票の有無に関係なく3月11日時点で福島県にいた人は対象となるので周知する。県内は母子手帳で把握できる。この用紙だけでなく、学会誌や学会HPに掲載していただいで周知することも考えている。 <p>◎連絡先の名称の修正（新組織名に）をしたうえで、是とする。</p>
--	---

議題2 甲状腺検査について

配布資料に沿って鈴木教授から説明が行われ、協議された。

	<p>○先行のスケジュールと学内の実施体制について、これでよろしいか。</p> <p>第3回専門委員会で、この検査に当たる方に集まってもらい、この概要となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール案、対象人数、検査可能人数、ブース、場所は整形外科外来。交通手段は各自来院してもらうか、避難者の場合はバスの用意も考えている。 ・11月以降、学外に出て検査する人のシミュレーションもできる。 ・子供向けにマンガとビデオも作る。 <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次検診は医大で行うのか。 →医師会と連携して、各拠点病院を決めたい。9月18日～19日に学外の専門委員会を招集して二次検診施設を決めて、医師会にもお願いして決めたい。 ・一次・二次検診も無料なのか。経過観察の場合はどうするかとか、今後詰めてはならない。 →二次検診は健康保険でと考えていた。 他の健康診査との整合性を取る必要があるので、県で方針を決めてもらいたい。まず、学内でも議論する必要がある。 <p>◎若干の修正はあるが、案の通り進めることでよろしいか。→了 （「甲状腺検査の基本情報について」書式中、下段から3行目、「静かにお待ちください」の文言修正）</p>
--	--

2 報告 健康検査

倫理委員会の手続きを経てから本部会議にかける。

3 その他 英語表記について

- 放射線医学県民健康管理センター名については C案の一部を修正し
Radiation Medical Science Center for Fukushima Health Study
- 県民健康管理調査名については C案
Fukushima Health Study

ではどうか。

◎ノレット先生にもお伺いし、studyとして2~3人の欠席した委員にメールで意見を聞くこと。最終的にノレット先生の意見を聞いて、近々決めたい。

「放射線医学県民健康管理実施本部会議」次第

日時：平成23年9月7日（水）
7：30～

場所：放射線医学県民健康管理センター

1 開会

2 出席確認

3 議題

議案1 妊産婦に関する調査について（説明及び質疑応答）

議案2 甲状腺検査について（説明及び質疑応答）

4 報告

・健康診査について

5 その他

・放射線医学県民健康管理センター及び
県民健康管理調査の英語表記について

6 閉会

第1回 放射線医学 県民健康管理実施本部会議 出席者名簿

○議員

H23.9.7

氏名	現職
阿部 正文(議長)	理事兼副学長(教育研究担当) 医学部病理病態診断学講座主任(教授)
山下 俊一	副学長 放射線医学県民健康管理センター センター長
神谷 研二※	副学長 放射線医学県民健康管理センター 副センター長
安村 誠司	医学部公衆衛生学講座主任(教授) 放射線医学県民健康管理センター 副センター長兼疫学部門部門長
細矢 光亮	医学部小児科学講座主任(教授) 放射線医学県民健康管理センター 臨床部門部門長
鈴木 眞一	医学部器官制御外科学講座教授 放射線医学県民健康管理センター 臨床部門副部門長(甲状腺担当)
丹羽 眞一	医学部神経精神医学講座主任(教授) 放射線医学県民健康管理センター 臨床部門副部門長(こころの健康度担当)
藤森 敬也	医学部産科婦人科学主任(教授) 放射線医学県民健康管理センター 臨床部門副部門長(妊産婦担当)
清水 勝夫	事務局次長

※欠席

○オブザーバー

氏名	所属
小谷 尚克	福島県保健福祉部健康増進課健康管理調査室 主幹
竹村 眞生子	福島県保健福祉部健康増進課健康管理調査室 科長

○事務局

氏名	所属
根本 達弥	企画財務課 主幹兼副課長
坂内 健二	研究推進課 主幹兼副課長
河野 武行	企画財務課(健康調査) 主幹
山端 陸夫	企画財務課(健康調査) 専門医療技師
伊藤 洪基	企画財務課(健康調査) 主査
夙戸 守	企画財務課(健康調査) 主査
成田 将	研究推進課 副主査

平成 23 年 月 日

日本産婦人科医会（日本産科婦人科学会） 会員各位

福島県

福島県妊産婦に対する 平成 23 年度 県民健康管理調査（妊産婦用調査票）
実施に当たってのご協力依頼

謹啓

初秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、福島県から移動・避難した妊産婦様のご診療に当たっては、格段のご協力とご理解をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

さて、今回の震災に伴い、福島県全県民に対する健康調査を福島県が行うことになりましたが、妊産婦様に対しましては妊産婦用調査票を用いて調査を行うことになりました。福島第一原発の事故以降、多くの福島県民は不安を持ち、県内での移動・避難はもちろん、県外まで移動・避難した方も多数いらっしゃいます。そのため、各自治体や医療機関も妊産婦の移動状況のすべては把握できておりません。

福島県といたしましては、今回の震災以降、母児管理指導を含め不安を持った妊産婦様の不安を払拭すると同時に、体調の変化や問題点などを収集すべく、調査票に回答いただくことにより、現時点の健康調査を行うことになりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮いたしますが、今回の震災以降に福島県より移動・避難され、先生の施設を受診された妊産婦様に対しまして、添付いたしました別紙をお渡しいただき、下記「県民健康管理調査事務局」にご連絡を頂き、調査票にご回答いただくようご周知ご連絡いただければ幸甚に存じます。

調査票に対する記入は妊産婦様ご本人にご記入いただき、ご不明な点についても下記部署が相談窓口となりますので、先生のご負担が大きくなるように対処いたします。

末筆ながら、先生の益々のご発展、ご健勝を御祈念申し上げご依頼申し上げます。

敬具

「福島県民の妊産婦」をご診察された場合の妊産婦様からのご連絡先

- 調査全般に関するお問合せ

福島県災害対策本部 救援班 県民健康管理チーム

電話番号 024-521-8028 (8:30~19:00)

- 調査票の発送、記入方法に関するお問合せ

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局

電話番号 024-549-5130

平成 23 年 月 日

日本産科婦人科学会（日本産婦人科医会） 会長 殿

福島県

福島県妊産婦に対する 平成 23 年度 県民健康管理調査（妊産婦用調査票）
実施に当たってのご協力依頼

謹啓

初秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、福島県から移動・避難した妊産婦様のご診療に当たっては、格段のご協力とご理解をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

さて、今回の震災に伴い、福島県全県民に対する健康調査を福島県が行うことになりましたが、妊産婦様に対しましては妊産婦用問診票を用いて問診を行うことになりました。福島第一原発の事故以降、多くの福島県民は不安を持ち、県内での移動・避難はもちろん、県外まで移動・避難した方も多数いらっしゃいます。そのため、各自治体や医療機関も妊産婦の移動状況のすべては把握できておりません。

福島県といたしましては、今回の震災以降、母児管理指導を含め不安を持った妊産婦の不安を払拭すると同時に、体調の変化や問題点などを収集すべく、調査票に回答いただくことにより、現時点の健康調査を行うことになりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮いたしますが、今回の震災以降に福島県より移動・避難し、貴会会員の医療機関を受診された妊産婦様に対しまして、添付いたしました別紙をお渡しいただき、下記「県民健康管理調査事務局」にご連絡を頂き、調査票にご回答いただけるよう、会員の皆様にご周知ご連絡いただければ幸甚に存じます。

調査票に対する記入は妊産婦様ご本人に記入いただき、ご不明な点についても下記事務局が相談窓口となりますので、貴会会員によるご負担が大きくなるように対処いたします。

末筆ながら、貴会および貴会会員の皆様のますますのご発展、ご健勝を御祈念申し上げ、略儀ながら書中をもちましてご依頼申し上げます。

敬具

「福島県民の妊産婦」をご診察された場合の妊産婦様からのご連絡先

- 調査全般に関するお問合せ

福島県災害対策本部 救援班 県民健康管理チーム

電話番号 024-521-8028 (8:30~19:00)

- 調査票の発送、記入方法に関するお問合せ

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局

電話番号 024-549-5130

平成23年 月 日

福島県より県外へ移動された妊産婦様へ

福島県

福島県妊産婦の平成23年度 県民健康管理調査（妊産婦用調査票）のご案内

拝啓

初秋の候、福島県より遠方に移動された妊産婦の皆様におかれましては、大変な日々を過ごされていることと思います。また、福島県への想いを募らされていることと、お察しいたします。

さて、今回の震災に伴い、福島県では、県民の長期にわたる健康管理の取り組みの一つとして「妊産婦さんへの調査」を行うことになりました。ご存じのこととは存じますが、福島第一原発の事故以降、福島県内外の県民の皆様のご不安は大きく、県内での移動・避難はもちろん、県外まで移動・避難された方も多数いらっしゃるのが現状です。そのため、各自治体や医療機関も妊産婦様の移動状況のすべてを把握できず、十分な母児管理指導などのケアが行えていない状況です。

そこで福島県として、今回の震災以降、ご不安を抱えた妊産婦様に対しまして母児管理指導含めた協力体制と連絡体制を確立したいと考えております。そして、その不安を払拭すると同時に、今回の震災における体調の変化や困難、問題点などの収集をし、妊産婦様に少しでもお役に立てればとの想いから、現時点の健康調査を行うことになりました。

つきましては、今回の震災以降に福島県より県外に移動された妊産婦様におかれましては、下記「県民健康管理調査事務局」にご連絡を頂き、その後、皆さんにご送付いたします調査票にご回答いただきたく存じます。

調査票に対するご記入は妊産婦様ご本人に記入いただきたいのですが、不明な点についても下記事務局が相談窓口となりますので、ご安心ください。

何卒、この調査にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

県外へ移動された妊産婦様からのご連絡先

- 調査全般に関するお問合せ
福島県災害対策本部 救援班 県民健康管理チーム
電話番号 024-521-8028 (8:30~19:00)
- 調査票の発送、記入方法に関するお問合せ
福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局
電話番号 024-549-5130

甲状腺検査（先行検査）の概要

1 甲状腺検査の目的

福島第一原発事故に伴う放射線の健康への影響については、放射線量等の状況から考えて極めて少ないものと思われるが、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害の事例として小児の甲状腺がんがある。

小児は放射線による影響を受けやすいとされ、保護者の方の関心も非常に高いことから、子供たちの健康を長期的に見守り、本人や保護者に安心していただくことを目的に、18歳以下の全県民を対象に甲状腺の検査を実施する。

2 対象者

平成23年3月11日時点で0歳～18歳までの全県民（以下「対象者」という。）

（平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた県内居住者（県外避難者を含む。））

3 検査方法

福島県立医科大学（以下「医大」という。）、県内外の医療機関等が連携して甲状腺超音波検査を実施する。

また検査の結果、結節性病変（しこり）等を認めた場合は、医大附属病院等の二次検査施設において穿刺吸引細胞診や採血、尿検査等を行う。

4 甲状腺検査（先行検査）の概要

(1) 先行検査の目的

子どもたちの健康管理を基本として、現時点での甲状腺の状況を把握し、保護者の方に安心していただくため、先行検査を実施する。

(2) 対象地域

実施対象地域	対象者数	内県内対象者数
川俣町（山木屋地区）	181名	169名
浪江町	3,636名	2,076名
飯館村	1,091名	953名
計	4,908名	3,198名

※平成23年9月6日現在、対象町村からの提供された住民データに基づく

(3) 実施スケジュール

- 平成23年10月9日（日）から平成23年11月13日（日）までに土日、祝日に実施
午前：9時から12時、午後：2時から5時に実施（※詳細は別紙のとおり）

(4) 対象者への通知

- 個人毎に、上記(3)実施スケジュールの日時を割り振り、「県民健康管理調査に係る甲状腺検査の実施について（お知らせ）」により、医大より本人（保護者）あて通知を行う。
- また本人からの申し出を受け、可能な限り検査日時の変更に応じる。

(5) 実施場所

医大附属病院1階 整形外科外来

(6) 交通手段等

- 基本的には対象者（保護者）各自で自家用車や公共交通機関を利用して医大に来ていただく。
- 自家用車等利用が困難な対象者に対しては医大附属病院までの専用バスで対応する。
- 県外避難者に対しても検査のお知らせをするが、県外で検査を受診できる体制を整える旨をアナウンスする。

(7) 検査スタッフ

- 本学関係各科、関係部等の協力をいただき、基本的には本学医師、検査技師、看護師及び事務職員で対応する。
- 先行検査期間後半においては、11月中旬以降県内各地で実施する先行検査を見据えて、外部からのスタッフの協力をいただく。

甲状腺検査(先行検査)に係る実施スケジュール

日付	10月											11月					割当計	対象人数	
	1日	2日	8日	9日	10日	15日	16日	22日	23日	29日	30日	3日	5日	6日	12日	13日			
	(土)	(日)	(土)	(日)	(月)	(土)	(日)	(土)	(日)	(土)	(日)	(木)	(土)	(日)	(土)	(日)			
割当人数(仮)	浪江	/	/	/					150	600	600	600	600	/	/	550	550	3,650	3,642
	飯館	/	/	/	100	100	250	250	400					/	/			1,100	1,090
	川俣	/	/	/	40	40	40	40	40					/	/			200	181
	予備	/	/	/										/	/	30	30	60	/
	計	/	/	/	140	140	290	290	590	600	600	600	600	/	/	580	580	5,010	4,913
検査(可能)人数	/	/	/	150	180	300	300	600	600	600	600	600	/	/	600	600	5,130	/	
ブース設置数	/	/	/	3	3	5	5	10	10	10	10	10	/	/	10	10	/	/	
検査数/ブース	/	/	/	50	60	60	60	60	60	60	60	60	/	/	60	60	/	/	

平成23年9月7日
放射線医学県民健康管理実施本部会議資料

福島県立医科大学で甲状腺検査を
受診される皆様、保護者の皆様へ

県民健康管理調査 甲状腺検査のお知らせ

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

福 島 県
福島県立医科大学



県民の皆様におかれましては、今回の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により、大変なご苦労やご心労、そして不安を抱えていらっしゃると思います。そこで、福島県では、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる県民の皆様の健康増進につなげていくため「県民健康管理調査」を実施しております。

放射線の影響による放射線の健康影響については、現時点での放射線量等の状況から考えて極めて少ないと思われませんが、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。

そのため、子どもたちの健康を長期的に見守り、本人や保護者の皆様に安心していただくため、18歳以下の全県民を対象に甲状腺の検査を実施します。

1 対象者

平成23年3月11日（震災時）に0歳から18歳までの全県民

具体的には

○平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた県内居住者

○県外への避難者も含まれます。

※ 本検査は保護者の同意のもと実施いたします。

2 検査方法

甲状腺の超音波検査を実施し、しこり（結節性病変）等が認められた場合は、福島県立医科大学附属病院等において二次検査（採血、尿検査、細胞診等）を行います。

超音波検査は、ゼリーをつけた器械（2cmx5cm程度）を首に当てて甲状腺を検査するもので、5分程度で終了します。注射等と異なり、痛くもなく、また無害ですので安心して受診してください。

3 実施計画

平成23年10月から平成26年3月までに、先行調査として対象となる全県民に検査を行います。

また、平成26年4月以降は、本格調査として20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を行い、生涯にわたり県民の健康を見守る予定です。

（※詳しいスケジュール等は次頁に記載しております。）

4 検査結果について

検査結果については、後日保護者の皆様に直接ご回答することとしております。

また、データは、個人が特定されない形で統計的に処理され、個人のお名前や検査結果が公表されることは一切ありません。

甲状腺検査の基本情報について



福島県立医科大学

甲状腺（こうじょうせん）とは

甲状腺とは、首の“のど仏”の下方に蝶々の様な形をした数グラムの臓器です。甲状腺は食事中的ヨウ素から甲状腺ホルモンをつくり体のバランスを保ちます。

甲状腺ホルモンの働きはからだの代謝を盛んにする働きをします。車のアクセルとブレーキにたとえられます。

甲状腺ホルモンが正常になっているときは、車のアクセルが適度に踏まれている状態で快調です。甲状腺ホルモンが過剰になるとアクセルを踏みすぎた状態でエンジンを空ぶかしをしたような状態になり、脈が速くなったり、汗をかいたりするようになります。

逆に甲状腺機能が低下すると、ブレーキがかかり、脈が遅くなったり、寒がりになったりします。

甲状腺の病気については、甲状腺のホルモン異常によるものと、甲状腺にできる結節（しこり）があります。前者は、ホルモンが高くなる甲状腺機能亢進症、低くなる甲状腺機能低下症があります。

結節（しこり）に関しては、良性と悪性があり、大部分は良性です。たとえ、甲状腺がんでも大半はきわめておとなしい発育をします。特に小児甲状腺がんは極めてまれですが、放射性ヨウ素の内部被ばく量によっては、この小児甲状腺がんのリスクが、4～5年後からチェルノブイリでは増加しました。

甲状腺の超音波検査（ちょうおんぱけんさ）とは

甲状腺の超音波検査とは、レントゲンと異なり被ばくせず、仰向けに寝ているところにゼリーをつけた超音波プローブ（ちいさな探触子）を体表で滑らし、結節（しこり）を探し出します。検査は通常5分程度で終了し、超音波そのものは妊娠中の母体内の赤ちゃんの観察にも用いられる安全な検査です。

検査の結果、結節（しこり）が見つかった場合に、後日二次検診となります。

二次検診では、さらに詳しく超音波検査を行った後、良性か悪性かを定めるために、しこりから細胞を吸引する穿刺吸引細胞診を行います。検査時間は数秒から数十秒程度で、痛みは血液を腕から採取する程度です。

なお、二次検診予定の日時のお知らせが来るまでは静かにお待ちください。これらの精密検査には甲状腺認定専門医を中心に、福島県立医大病院などで、万全の体制を整えています。

■スケジュール及び対象者

	事項	時期	実施場所	対象者
↑ 検査 1回目	先行検査	平成23年10月 ～11月	福島県立医科大学	計画的避難区域（以下「先行区域」という。）の対象者の一部（川俣町山木屋地区、浪江町、飯館村）
	全県先行検査	平成23年1月 ～平成26年3月	保健センター、公民館、学校等の施設 （検討中） 〔福島県立医科大学医師等の派遣、県内外の医師等の協力により実施〕	先行区域内の未実施者及び先行検査以外の対象者
↓ 2回目 以降	全県本格検査	平成26年4月以降	県内の検査拠点施設や県外の医療機関等	上記「対象者」全員 ※20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を実施

※全県先行検査以降の実施場所、対象者等については、後日実施場所を決定のうえ、お知らせします。

■福島県立医科大学で検査(先行検査)を受けられる対象者の皆様へ

- ・今回、都合により福島県立医科大学で検査を受けられない場合でも、平成23年11月以降、県内外の施設等で実施する先行調査において受診することができます。また、県外へ避難されている方等におかれましては、今回福島県立医科大学で検査を受けることも可能ですが、後日県外においても同様の検査を受診できる体制を整えていく予定です。

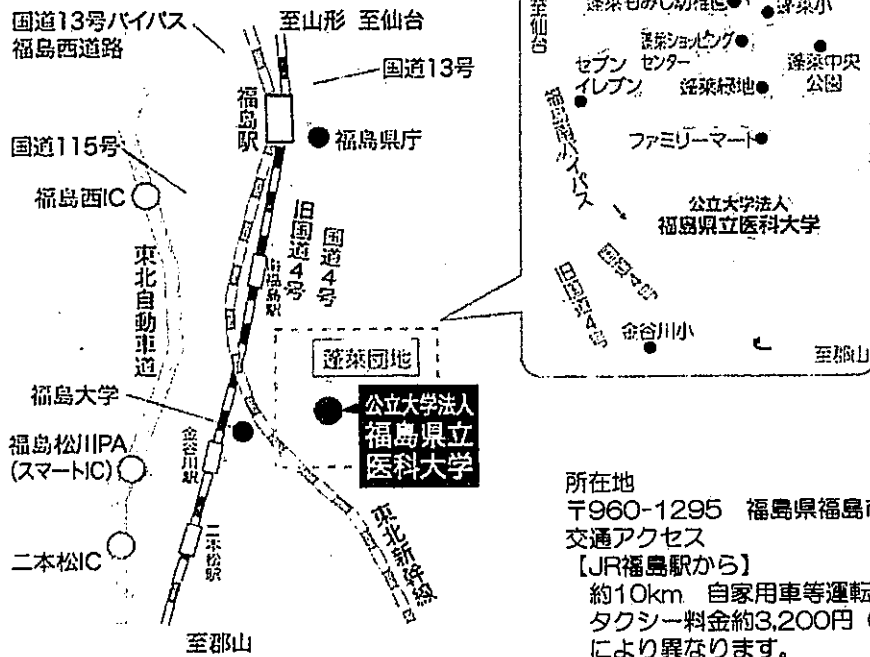
【参考】甲状腺検査スケジュール

	実施場所	対象地域	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 以降
先行検査	福島県立医科大学	先行区域				
全県 先行検査	保健センター、 公民館、学校 等（検討中）	上記以外				
全県本格検査	未定	全県				

【お問い合わせ先】

- 県民健康管理調査全般に関するお問合せ
福島県保健福祉部 健康管理調査室
電話番号 024-521-8028 (8:30～19:00)
- 甲状腺検査に関するお問合せ
福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
県民健康管理調査事務局
電話番号 024-549-5130 (9:00～17:00)

福島県立医科大学までのアクセス



所在地
〒960-1295 福島県福島市光が丘1
交通アクセス
【JR福島駅から】
約10km 自家用車等運転所要時間/約20分
タクシー料金約3,200円(時間帯・運行状況により異なります)。

○JR福島駅東口から路線バスが運行されています。

■福島交通

【乗車】東口5番ポールより

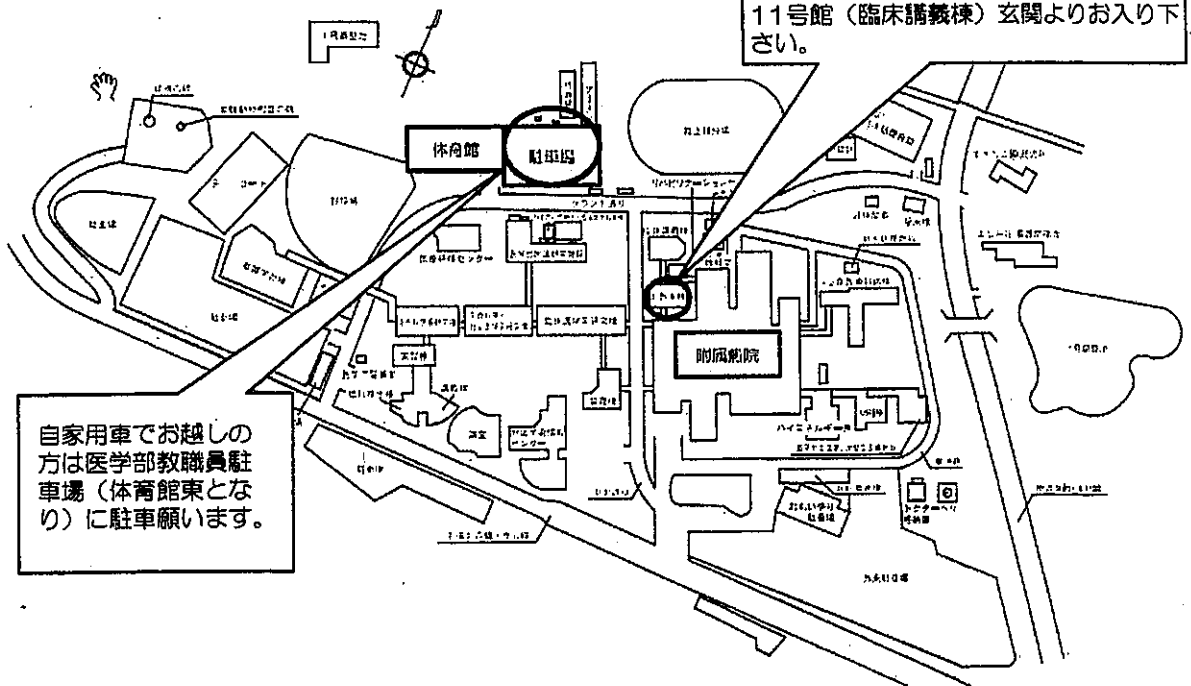
「バイパス経由医大」/伏拝・医大・美郷団地経由松川」/「医大・立子山経由飯野町」/「医大經由二本松」
/「南福島タウン・桜台経由医大」/「清水町経由医大」行き

【下車】「医大病院前(所要時間約35分) 附属病院正面玄関に停車

【JR金谷川駅から】

平成22年10月1日より、JR金谷川駅間の路線バスが運行しています。

福島県立医科大学(附属病院)マップ



検査場所は福島県立医科大学附属病院
1階整形外科外来です。
11号館(臨床講義棟)玄関よりお入り下さい。

自家用車でお越しの方は医学部教職員駐車場(体育館東となり)に駐車願います。

住 所 福島市光が丘1
検査対象者 医大 太郎
(受付番号 0101234)

県民健康管理調査に係る甲状腺検査の実施について（お知らせ）

福島県では、東日本大震災に係る東京電力福島第一原子力発電所事故による県内の放射能汚染を踏まえて、将来にわたる健康管理を行い、県民の安全・安心の確保を図ることを目的として、全県民を対象とする福島県「県民健康管理調査」を行っております。

その県民健康管理調査において、子どもたちの健康管理を行うため、現時点での甲状腺の状況を把握するとともに、生涯にわたる健康を見守り、本人や保護者の方に安心していただくため、甲状腺検査を福島県立医科大学（以下「医大」という。）に委託して、平成23年10月より川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村の対象者から順次、実施することとしております。

つきましては、次の実施要領に基づき甲状腺検査を実施しますので、ご検討のうえ、検査を受けられますようお願いいたします。

甲状腺検査受診対象者の保護者 様

平成23年9月 日

福島県知事
公立大学法人福島県立医科大学理事長

(実施要領)

- 1 検査対象者 医大 太郎 様 (受付番号0101234)
- 2 検査実施日 平成23年 月 日 午前 時から
- 3 検査場所 医大附属病院1階 整形外科外来
- 4 検査内容 甲状腺超音波（エコー）検査（一人あたり3分程度の検査）
- 5 申込書等 検査を希望される方は、別紙検査同意書（切り取り線で切り離して下さい。）に必要事項を記入していただき、平成23年9月22日（木）まで同封の返信用封筒により医大放射線医学県民健康管理センター県民健康管理調査事務局まで返送願います。
- 6 問い合わせ先 医大放射線医学県民健康管理センター県民健康管理調査事務局
〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
電話024（549）5130
- 6 その他 検査当日は、この「**県民健康管理調査に係る甲状腺検査の実施について（お知らせ）**」をご持参願います。
検査実施時間10分前までに、医大附属病院整形外科外来までお越し下さい。
自家用車でお越しの際は、医学部教職員駐車場（医大体育館東隣）駐車場（同封チラシ裏面の大学マップ参照）に駐車願います。
甲状腺検査には、費用はかかりませんが、移動に係る交通費等は、ご負担願います。

(別紙)

検 査 同 意 書

平成23年 月 日

福 島 県 知 事
公立大学法人福島県立医科大学理事長

「今回の甲状腺調査は、子どもたちの健康管理を行うため、現時点での甲状腺の状況を把握するための調査です。検査結果については、皆様にお知らせするとともに、データは公立大学法人福島県立医科大学が保管します。また、プライバシーに配慮し、名前が分かることのないようにして、検査結果の一部を公表し、さらには統計処理や継続的な健康管理のための基礎資料として活用することがあります。」

このことを理解のうえ、私が保護者となっている(続柄) (氏名) が、この度通知のありました指定の日時、場所で、県民健康管理調査に係る甲状腺超音波検査を受けることに同意します。

なお、下記の条件のもとに同意したことを付記します。

記

(同意条件)

- 1 私(本人が成人した場合は本人)の都合でいつでもこの同意を取り消すことができること。
- 2 私及び本人は同意の取り消しによる不利益を一切受けないこと。
- 3 私(本人が成人した場合は本人)の希望により、対象者本人に関する情報について、いつでも知ることができること。
- 4 本調査に関して得た私及び対象者に関する個人情報の秘密は固く守られること。

住 所	(現住所) 〒
	(転居予定先住所) ※今後の転居先が決まっている方はこちらも記入願います。 〒 (転居予定日 月 日より)
	(受診者の住所) ※受診者本人の住所が上記と異なる場合は、本人住所を記入願います。
ふりがな 受診者氏名	(受付番号0101234)
ふりがな 保護者氏名 (自署)	
連絡先 (電話番号)	※日中でも連絡可能となる連絡先を記載願います。
受診者の 身長・体重	身長 (cm) ・ 体重 (kg) ※分かる範囲で記入願います。
医大までの 交通手段	1. 自家用車(駐車場利用) 2. 公共のバス・電車等 3. 医大運行バスを利用 4. その他 () ↳ (別紙:バス番号 _____ 利用人数 _____ 人 (引率者を含む)) ※該当項目に○を付して下さい

甲状腺検査のための医大へのバス運行について（ご案内）

この度の甲状腺検査につきましては、同封のお知らせのとおり実施の予定です。平成23年10月より、まず福島県立医科大学（以下「医大」という。）で検査を行います。

医大への交通手段につきましては、一人あたり5分程度の検査の後、お帰りまでお待たせすることがないように、基本的には、皆様それぞれが、自家用車や公共交通機関を利用してお越しくださることが望ましいと考えております。

しかしながら、自家用車や公共交通機関等の利用が困難な場合があることも想定されることから、裏面のとおり医大までの往復バス（以下「医大運行バス」という。）を運行いたします。

ご利用を希望される方は、「検査同意書」を提出の際、「医大までの交通手段」において、「3. 医大運行バスを利用」を選択の上、バス運行表の検査指定日の中から、利用される番号（例：9-1や30-2-2等の数字）を記入願います。

※利用番号は、検査指定日・バス便・乗り場を表しています。

- ◆バスは予定の出発時間で出発します。乗り遅れの無いようご注意ください。
- ◆お帰りの時間は、バスに乗られた方全員の検査終了後となります。
- ◆今回、都合により医大で検査を受けられない場合でも、平成23年11月以降に実施を予定する、県内の施設等にて受検することができます。また、県外へ避難されている方は、今回、医大で検査を受けることも可能ですが、今後、県外においても同様の検査を受診できる体制を整えていくこととしておりますので、後日、受検することもできます。

【お問い合わせ先】

○医大運行バスに関するお問合せ（9月27日以降）

[委託会社 担当部署]

電話番号 024-0000-0000（対応時間）

○甲状腺検査に関するお問合せ

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局

電話番号 024-549-5130（9:00～17:00）

960-0021
福島県福島市庄野柿場1-1

医大 太郎 様

0123456 #

0000100

県民健康管理調査に係る甲状腺検査の実施について（お知らせ）

福島県では、東日本大震災に係る東京電力福島第一原子力発電所事故による県内の放射能汚染を踏まえて、将来にわたる健康管理を行い、県民の安全・安心の確保を図ることを目的として、全県民を対象とする福島県「県民健康管理調査」を行っております。

その県民健康管理調査において、子どもたちの健康管理を行うため、現時点での甲状腺の状況を把握するとともに、生涯にわたる健康を見守り、本人や保護者の方に安心していただくため、甲状腺検査を福島県立医科大学（以下「医大」という。）に委託して、平成23年10月より川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村の対象者から順次、実施することとしております。

つきましては、次の実施要領に基づき甲状腺検査を実施しますので、ご検討のうえ、検査を受けられますようお願いいたします。

甲状腺検査受診対象者の保護者 様

平成23年 9 月 ■ 日

福 島 県 知 事
公立大学法人福島県立医科大学理事長

（実施要領）

（受付番号0123456）

- 1 検査対象者 **医大 太郎 様**
- 2 検査実施日 **平成23年 月 日 午前9時から**
- 3 検査場所 **医大附属病院 1階 整形外科外来**
- 4 検査内容 甲状腺超音波（エコー）検査（一人あたり3分程度の検査）
- 5 申込書等 検査を希望される方は、別紙**検査同意書**（切り取り線で切り離して下さい。）に必要事項を記入していただき、**平成23年9月22日（木）**まで同封の返信用封筒により医大県民健康管理調査事務局まで返送願います。
- 6 問い合わせ先 医大県民健康管理調査事務局
〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
電話024（549）5130
- 7 その他 **検査当日は、この「県民健康管理調査に係る甲状腺検査の実施について（お知らせ）」をご持参願います。**
検査実施時間10分前までに、医大附属病院整形外科外来までお越し下さい。
自家用車でお越しの際は、医学部教職員駐車場（医大体育館東隣）
駐車場（同封チラシ裏面の大学マップ参照）に駐車願います。

(別紙)

検査同意書

平成23年 月 日

福島県知事
公立大学法人福島県立医科大学理事長

「今回の甲状腺調査は、子どもたちの健康管理を行うため、現時点での甲状腺の状況を把握するための調査です。検査結果については、皆様にお知らせするとともに、データは公立大学法人福島県立医科大学が保管します。また、プライバシーに配慮し、名前が分かることのないようにして、検査結果の一部を公表し、さらには統計処理や継続的な健康管理のための基礎資料として活用することがあります。」

このことを理解のうえ、私が保護者となっている(続柄) (氏名) が、この度通知のありました指定の日時、場所で、県民健康管理調査に係る甲状腺超音波検査を受けることに同意します。

なお、下記の条件のもとに同意したことを付記します。

記

(同意条件)

- 1 私(本人が成人した場合は本人)の都合でいつでもこの同意を取り消すことができること。
- 2 私及び本人は同意の取り消しによる不利益を一切受けないこと。
- 3 私(本人が成人した場合は本人)の希望により、対象者本人に関する情報について、いつでも知ることができること。
- 4 本調査に関して得た私及び対象者に関する個人情報の秘密は固く守られること。

住所	(現住所) 〒
	(転居予定先住所) ※今後の転居先が決まっている方はこちらも記入願います。 〒 (転居予定日 月 日より)
	(受診者の住所) ※受診者本人の住所が上記と異なる場合は、本人住所を記入願います。 〒
ふりがな 受診者氏名	(受付番号0123456)
ふりがな 保護者氏名 (自署)	
連絡先 (電話番号)	※日中でも連絡可能となる連絡先を記載願います。
受診者の 身長・体重	身長 (cm) ・ 体重 (kg) ※分かる範囲で記入願います。
医大までの 交通手段	自家用車 バス・電車 その他 () ※該当項目に○を付して下さい。

健康診査の概要

平成23年8月
福島医大県民健康管理調査事務局

1 目的

東日本大震災及び福島第一原発事故の影響により、突然避難を余儀なくされ、多くの県民の生活スタイルが今までとは全く異なるものとなってしまい、その食生活や運動習慣、喫煙・飲酒などの生活習慣に大きな変化があった方も多いと思われる。また、受診すべき健康診査も受けることができなくなるなど、多くの県民が自分の健康に不安を抱えている状況にある。

このことから、長期的な健康管理を行っていくため、放射線の影響の評価のみならず健康状態を把握することが極めて重要であり、さらに、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療につなげるためにも健康診査を実施する。

2 対象者

① 今年度においては、避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方を対象とする。

[避難区域等] 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市、田村市、川俣町、伊達市の一部（特定避難勧奨地点）

② ①以外の者に対しては、次年度からの実施に向けて、その実施方法、健診機関等の体制を検討する。

3 実施方法（平成23年度）

(1) 避難区域等の住民

健康診査については、基本的には市町村国保や職場等で実施している特定健診や健康診断等を活用して実施することとするが、今年度においては、既に特定健診や健康診断等を終了している市町村国保等もあることから、次の区分により健康診査の受診機会を設けるものとする。

対象者	実施方法	健診機関
市町村国保の特定健診対象者 ※（40歳以上）	特定健診に上乘せ実施	（財）福島県保健衛生協会 医療機関
今年度、特定健診終了者	<ul style="list-style-type: none"> ・健診機関（4地区センターを含む。）で個別受診 ・受診機会を確保するため県内各地区で出張健診 	（財）福島県保健衛生協会
上記以外の者 （0～18歳 （健診項目等検討中） 19～39歳 40～74歳）		
県外避難者（再掲）	健診機関で個別受診	（財）結核予防会本部・ 支部施設

※ 後期高齢者健康診査対象者（75歳以上）を含む。

※ 実施方法（イメージ図、案）については別紙のとおり

(2) 基本調査の結果必要と認められた方
健診機関において個別受診とする。

4 健診項目

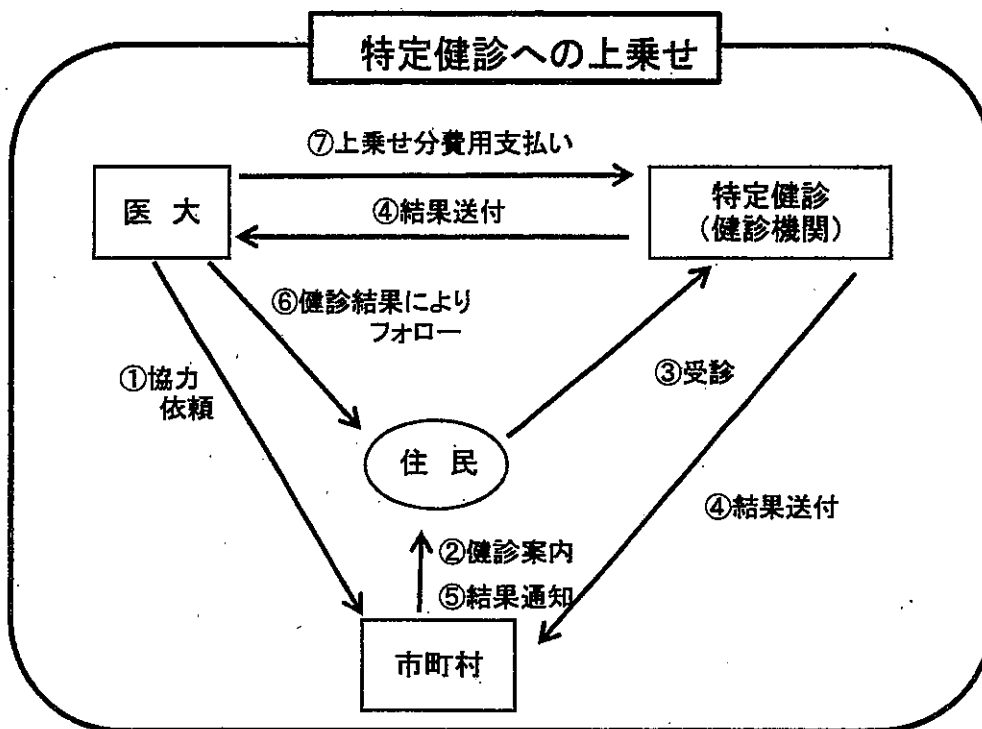
身長、体重、腹囲、血圧、尿検査（尿蛋白、尿糖、尿潜血）

血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画）

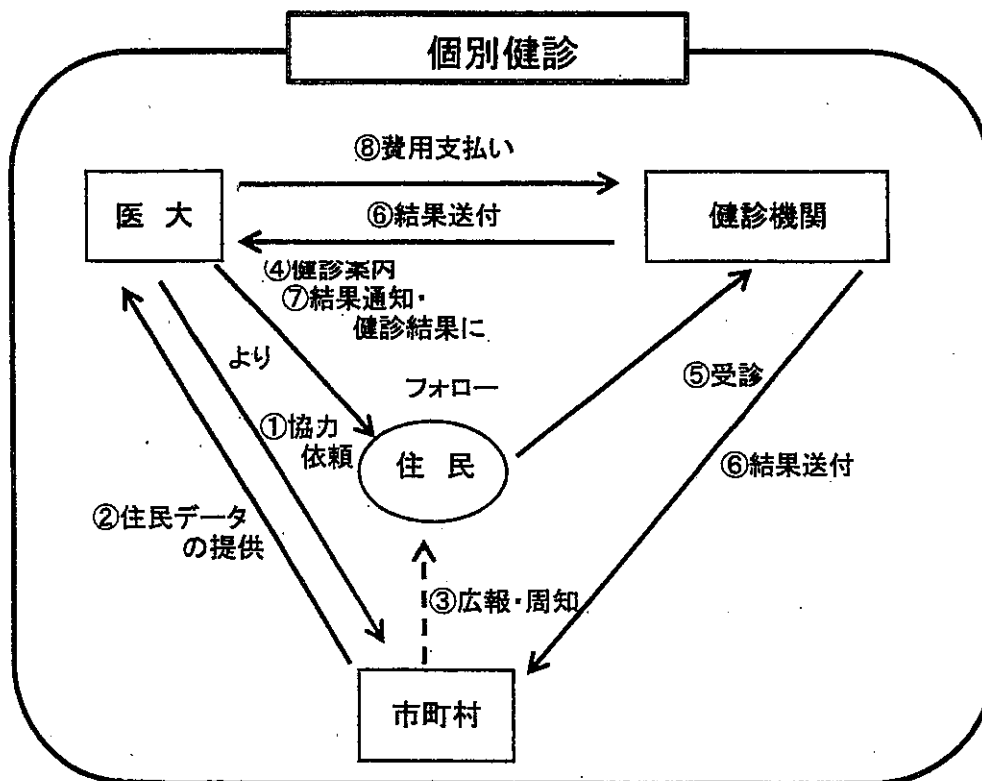
血液生化学（AST、ALT、 γ -GTP、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖、血清クレアチニン、eGFR、尿酸）（※下線部分は、特定健診では通常検査しない項目）

【実施方法のイメージ図(案)】

(1) 特定健診への上乗せ実施



(2) 個別受診



県民健康管理調査「健康診査」の対応について（案）

平成 23 年 9 月 7 日

1 広野町

① 経緯

広野町は、7 月 28 日～31 日に実施した特定健診、健康診査において、県民健康管理調査「健康診査」の予定項目を上乗せした。

国保加入 40 歳～74 歳、後期高齢加入 75 歳以上、～39 歳 約 455 人
検診結果の送付予定 9 月 9 日(金)

② 対応案

ア 広野町としては、原発事故等の状況を踏まえ、町として必要な項目(血小板数、白血球数、白血球分画)を実施した旨の説明文書を同封して結果通知書を受信者へ送付する。

イ その際、県・医科大学からの「健康診査」のお願い、承諾書、白血球に関する資料、医科大学への返信用封筒を同封し、医科大学へのデータ提供について承諾を得ることとしたい。

・お願い等(三つ折り) 9 月 7 日(水)までに町へ届けること。

・なお、封入時に承諾書へ整理番号を記入する。 9 月 7 日午後 1 時から医大

ウ 上乗せ項目に係る費用については、医科大学が県保健衛生協会と別途契約の上、費用を負担する。

エ 承諾を得られた方について、結果(データ)を県保健衛生協会から提供してもらう。

オ 広野町への協力要請については、医大として「健康診査」の決定がこれからとなるため、別紙写し①のとおり福島県県民健康管理室長名で依頼した。(9 月 5 日付け)

カ 10 月 1 日、2 日(予備日)実施予定の特定健診への上乗せについては、2②なお書きの檜葉町の方法と同様とする。

2 富岡町、川内村、檜葉町

① 経緯

9 月中旬以降特定健診等が次のとおり予定されており、「健康診査」の進ちょくを図るためにも特定健診への上乗せ実施を要請していく必要がある。

檜葉町 9 月 17 日(土)・19 日(月) 約 400 人

富岡町 9 月 21 日(木)～30 日(金) 3,500 人～4,000 人

川内村 9 月 24 日(土)・25 日(日) 約 430 人

② 対応案

町村への要請については、別紙写し②のとおり福島県県民健康管理室長名で依頼した。(9 月 5 日付け)

なお、町村では特定健診等の受診案内を今週から発送を予定しているため、これに同封する「健康診査」のお知らせ、承諾書を医科大学で準備することとした。

なお、檜葉町については受診案内を送付済みであるため、健診会場で問診の際にお知らせを配付し、説明の上承諾書をいただくこととする。

3 檜葉町（7月実施分）

- ① 檜葉町が7月15日～24日に実施した特定健診、健康診査（約480人）においては、「健康診査」の上乗せ項目を想定し、町の健診項目として実施したが、血小板検査は含まれていない。

血小板検査が含まれないものを「健康診査」として取り扱えるかどうか検討する必要がある。

取り扱えないとした場合、年明けに予定している個別健診を受診していただくこととなるが、年間に実質2回受診することとなり、住民にとって負担になると町では考えている。

なお、今後受診予定の方が同じ世帯に居る場合など、なぜ項目が一部違うのかなどの説明は必要になる。

② 対応案

上乗せ項目のうち血小板検査の1項目が含まれていないが、これを「健康診査」として取り扱うことができるものであれば、檜葉町から受診者名、住所の情報をいただいて、医科大学から直接受診者へお願い、承諾書及び返信用封筒を送付し、承諾を得てデータ提供を受けることは可能である。

医科大学の事務が生じるが、住民の負担軽減につながるものと考えられる。

4 その他

① 健診機関について

国保加入者の特定健診への上乗せ実施における健診機関は、各町村とも福島県保健衛生協会であるため、費用負担、結果データの医科大学への提供は統一的に扱われる。

しかしながら、一部町村においては、受診機会を最大限確保するため、特定の医療機関と契約して特定健診を実施したい意向がある。

川内村 緊急時避難準備区域に住んでいる約30名→近隣の公立病院と契約予定

飯舘村 医師会（福島市、伊達郡、南相馬市） 調整中

契約は町村と医療機関の契約となり、一旦全額を町村が支払い、上乗せ分について医大から町村に負担する方法で費用面は処理できるものの、結果データの提供は契約した医療機関からの紙ベースとならざるを得ず、データの取扱いに課題が残るが、受診機会の確保のため、個別、特例的に認めることとしてどうか。

② 19歳～39歳、国保以外の被保険者の健診について

浪江町、飯舘村から総合検診の際、19歳～39歳、国保以外の被保険者について受診させたいとの要望が出されている。

この場合、特定健診への上乗せによる方法は、保険者との費用分担が未調整であること及び受診結果が保険者へ報告されることから、実施は困難である。

しかしながら、年明けに予定している個別健診（県保健衛生協会、全項目検査、全額医科大学負担、データ医科大学へ提供）と同じ方法により、町村の総合検診として実施する場合は、実質的に個別健診の前倒しであり、町村で受診案内をしていただけるメリットもあることから、問題ないと考えられる。

（個別健診の医療機関での受診は困難と考えられ、年明けに予定している個別健診（県保健衛生協会）の受診を勧めることとしたい。）

写

23健 第3401号
平成23年 9月 5日

広野町長様

福島県保健福祉部健康管理調査室長
(公印省略)

県民健康管理調査「健康診査」について(依頼)

日ごろより保健福祉行政の推進等につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、福島県が県立医科大学に委託して行う県民健康管理調査の詳細調査として、県民の健康状態を把握して長期的な健康管理を行っていくとともに、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療につなげるために、避難区域等の住民の方を対象として「健康診査」を実施することとなりました。

この「健康診査」は、特定健診等既存の健康診査を活用し、必要な健診項目を上乗せして実施することとされております。

つきましては、貴町が今後予定されている特定健診等に、下記により健診項目を上乗せして実施することについて御協力をいただきたいので、よろしく申し上げます。

記

1 「健康診査」の健康診査項目

身長、体重、腹囲、血圧、尿検査(尿蛋白、尿糖、尿潜血)

血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画)

血液生化学(AST、ALT、 γ -GTP、TG、HDL-C、LDL-C

HbA1c、空腹時血糖、血清クレアチニン、eGFR、尿酸)

(下線部分は、特定健診では通常検査しない項目)

2 依頼したい事項等

- (1) 7月実施の特定健診・健康診査を受診された方について、結果通知書を送付する際に、別紙の「健康診査に関するお願い」、「承諾書」(1)及び「返信用封筒」(医科大学宛)を同封していただきたいこと。(医科大学で用意します。(2)も同じです。)
- (2) 今後実施予定の特定健診・健康診査において、別紙の「健康診査に関するお知らせ」及び「承諾書」(2)を配付することについて御協力いただきたいこと。→(印刷…省略)
- (3) 承諾を得た受診者に係る健康診査項目の結果データの医科大学へ提供について御協力いただきたいこと。
- (4) 上乗せ項目(下線部分)の検査に要する費用は、医科大学が負担すること。

3 その他

「健康診査」に必要な手続等については、別途医科大学からお願いすることとします。

(事務担当：健康管理調査室 電話 024-521-8229)



広野町の「特定健康診査・健康診査」を受診した皆さまへ

県民健康管理調査
健康診査に関するお願い

福島県
福島県立医科大学

福島県では、長引く避難生活や放射線への不安などが、健康に様々な影響を及ぼすことが懸念されるため、避難区域等の住民の方々を対象とした、県民健康管理調査「健康診査」を福島県立医科大学に委託し、実施することとしました。

「健康診査」の健診項目は、裏面のとおりで、広野町が7月28日～31日に行った「特定健康診査・健康診査」の健診項目と全て同じ内容です。

そこで、同じ内容の健康診査を短期間に2度受けなくて済むように、広野町の「特定健康診査・健康診査」の結果（データ）を福島県立医科大学へ提供することにご承諾をお願いいたします。

ご承諾くださる方は、別紙「承諾書」に必要事項を記載の上、同封の返信用封筒により、福島県立医科大学に平成23年9月30日までお送りくださるようお願い申し上げます。

ご承諾いただいた方のデータは、財団法人 福島県保健衛生協会から福島県立医科大学に提供していただくこととなります。

なお、広野町の「特定健康診査・健康診査」の結果（データ）を、福島県立医科大学に提供いただくことで、長期にわたる健康管理と治療へ活用させていただく他、検査結果に関するご相談を福島県立医科大学でお受けできるようになります。

また、データを提供いただいた場合、提供されたデータは、個人が特定されない形で統計的に処理され、個人のお名前・健診結果等が公表されることは一切ありません。

〔お問合せ先〕

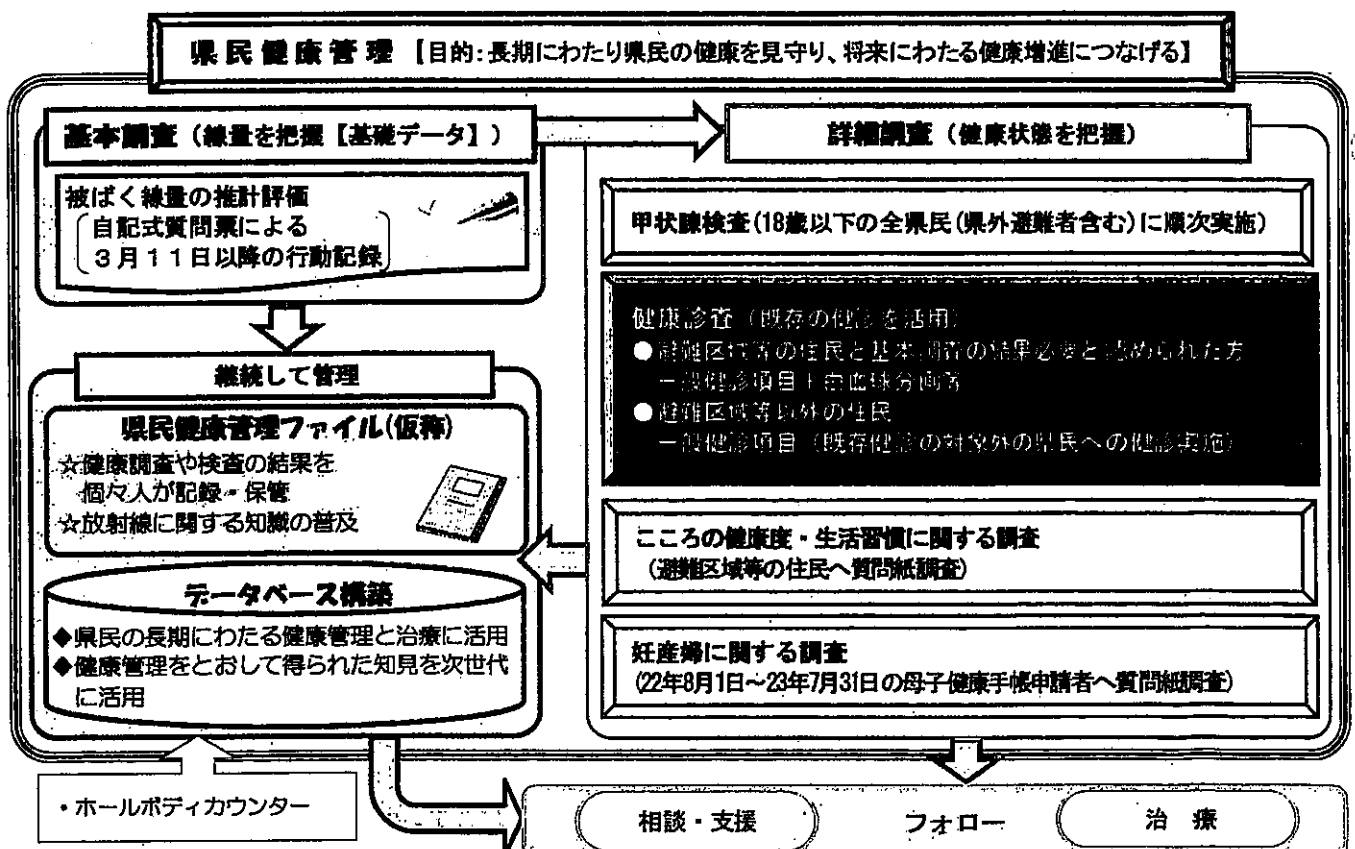
福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

電話番号 024-549-5130 (9:00~17:00 (土日祝日を除く))

健診項目

健診項目	内容
身長、体重、腹囲	身長と体重を測って肥満度をみます。 腹囲はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の判定基準となります。
血圧	血圧の状態を確認します。高血圧症などを見つけます。
尿検査	
尿糖	糖尿病を見つける手がかりとなります。
尿蛋白	腎臓の病気を見つける手がかりとなります。
尿潜血	腎臓や尿管、膀胱の病気を見つける手がかりとなります。
血液検査	
AST(GOT) ALT(GPT) γ-GTP	肝臓の病気を見つける手がかりとなります。また、AST(GOT)は心筋梗塞を見つける手がかりにもなります。
中性脂肪 HDL コレステロール LDL コレステロール	動脈硬化の危険性をみます。
赤血球数、ヘマトクリット ヘモグロビン	貧血の種類と程度をみます。
HbA1c 空腹時血糖	糖尿病などを見つける手がかりとなります。
白血球数、白血球分画 血小板	感染症や白血病などを見つける手がかりとなります。
血清クレアチニン、eGFR	腎臓の病気を見つける手がかりとなります。
尿酸	痛風などを見つける手がかりとなります。

県民健康管理の概要



承 諾 書

平成23年 月 日

広 野 町 長
福 島 県 知 事
公立大学法人福島県立医科大学理事長

私は、平成23年度広野町「特定健康診査・健康診査」の下記健診項目の結果について、福島県が福島県立医科大学へ委託して実施する「県民健康管理調査」のために健診機関から同大学へデータ提供されることを承諾します。

なお、承諾にあたっては、下記の条件のもとに納得したうえであることを付記します。

記

1 基本情報

氏名、性別、生年月日、住所

2 健診項目

身長、体重、腹囲、血圧、尿検査（尿蛋白、尿糖、尿潜血）
血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画）
血液生化学（AST、ALT、 γ -GTP、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖、血清クレアチニン、eGFR、尿酸）

3 承諾条件

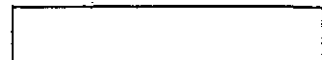
- (1) 私の都合でいつでもこの承諾を取り消すことができること。
- (2) 私は承諾取消しによる不利益を一切受けないこと。
- (3) 私の希望により、私に関する情報について、いつでも知ることができること。
- (4) 本調査に関して得た私に関する個人情報の秘密は固く守られること。

住 所 双葉郡広野町

フリガナ

氏 名 (署名)

※避難先住所（上記と異なる場合に記入してください。）



白血球とは何でしょうか？

白血球は、血液の成分の一つで、異物の進入に対抗してからだを守る働きをしています。細菌などの異物がからだに入ってくると、白血球の数が増加して、その異物を自らの中に取り込んで消化し無害化します。したがって、細菌感染症などの病気にかかっているときは、血液中の白血球数が増えます。一方、骨髄の造血機能の低下などがあると、白血球数は減少します。

白血球の正常値はどのくらいでしょうか？

年齢によって異なり、成人では、 $4.0\sim 9.5 \times 10^3/\mu\text{l}$ (マイクロリットル)となっていますが、生まれたばかりの新生児や幼児は、成人よりかなり多めになります。

白血球分画とは何でしょうか？

5種類の重要な白血球（好中球、リンパ球、単球、好酸球、好塩基球）をまとめて白血球と総称しています。これらの比率を白血球分画といいます。これらの分画にはそれぞれ異なる形態や性質があり、正常な状態のときはそれぞれの占める割合がほぼ一定の範囲内に保たれていますが、感染症や白血病などにかかるとお互いの比率に変化が現れます。

異常値がある場合どんな病気が考えられるのでしょうか？

白血球数が増加している場合：細菌が体内に侵入し、扁桃炎、肺炎や腎盂炎などの感染症が起こっていることが疑われます。また、白血病などで骨髄が異常増殖を起こした場合も、白血球数は著しい増加を示します。

白血球数が少ない場合：体の防御反応が低下していることを意味しています。

異常があった場合は、より詳しい検査項目をふくむ再検査が必要になりますので、医療機関を受診してください。

再検査の結果が基準値の範囲内で、自覚症状がなく、ほかの検査でも異常が認められなければ、心配はいりません。

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

電話 024 (549) 5130

料金受取人私郵便

福島支店承認

送付有効期間
平成 年 月
日まで



福島市光が丘1番地

福島県立医科大学

放射線医学県民健康管理センター 行

健康診査関係書類在中



〒960-1295 福島市光が丘1
公立大学法人 福島県立医科大学
放射線医学県民健康管理センター
TEL 024-549-5130

(写)

23健 第3401号

平成23年 9月 5日

(富岡町長ほか) 様

福島県保健福祉部健康管理調査室長

(公印省略)

県民健康管理調査「健康診査」について(依頼)

日ごろより保健福祉行政の推進等につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、福島県が県立医科大学に委託して行う県民健康管理調査の詳細調査として、県民の健康状態を把握して長期的な健康管理を行っていくとともに、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療につなげるために、避難区域等の住民の方を対象として「健康診査」を実施することとなりました。

この「健康診査」は、特定健診等既存の健康診査を活用し、必要な健診項目を上乗せして実施することとされております。

つきましては、貴自治体が今後予定されている特定健診等に、下記により健診項目を上乗せして実施することについて御協力をいただきたいので、よろしくお願い申し上げます。

記

1 「健康診査」の健康診査項目

身長、体重、腹囲、血圧、尿検査(尿蛋白、尿糖、尿潜血)

血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画)

血液生化学(AST、ALT、 γ -GTP、TG、HDL-C、LDL-C

HbA1c、空腹時血糖、血清クレアチニン、eGFR、尿酸)

(下線部分は、特定健診では通常検査しない項目)

2 依頼したい事項等

- (1) 受診対象者へ別紙の「健康診査に関するお知らせ」及び「承諾書」を配布していただきたいこと。(県立医科大学で用意します。)
- (2) 承諾を得た受診者に係る健康診査項目の結果データの医科大学へ提供について御協力いただきたいこと。
- (3) 上乗せ項目(下線部分)の検査に要する費用は、医科大学が負担すること。

3 その他

「健康診査」に必要な手続等については、別途医科大学からお願いすることとします。

(事務担当：健康管理調査室 電話 024-521-8229)

県民健康管理調査
健康診査に関するお知らせ

福 島 県

福島県では、長引く避難生活や放射線への不安などが健康に様々な影響を及ぼすことが懸念されることから、疾病の早期発見、早期治療のために、県民健康管理調査「健康診査」を福島県立医科大学に委託し、今年度は避難区域等の住民の方々を対象に実施することとしております。

「健康診査」の健診項目は、裏面のとおりで、市町村が実施する総合検診（特定健康診査など）に健診項目を一部上乘せして実施します。

つきましては、今回の健診をぜひ受診していただき、日頃の健康について関心を持っていただくとともに、今後、県が行う長期にわたる健康管理へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

「健康診査」については、あなたの「健康診査」の結果（データ）が健診機関から福島県立医科大学へ提供され、健診結果によるフォローや長期にわたる健康管理に活用されることとなりますので、別紙「承諾書」に必要事項を記入の上、健診当日に会場へ持参して下さるようお願い申し上げます。

なお、提供いただいた結果（データ）は、個人が特定されない形で統計的に処理され、個人のお名前・健診結果等が公表されることは一切ありません。

〔お問合せ先〕

◆「健康診査」に関するお問合せ

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

電話番号 024-549-5130(9:00~17:00(土日祝日を除く。))

◆県民健康管理調査全般に関するお問合せ

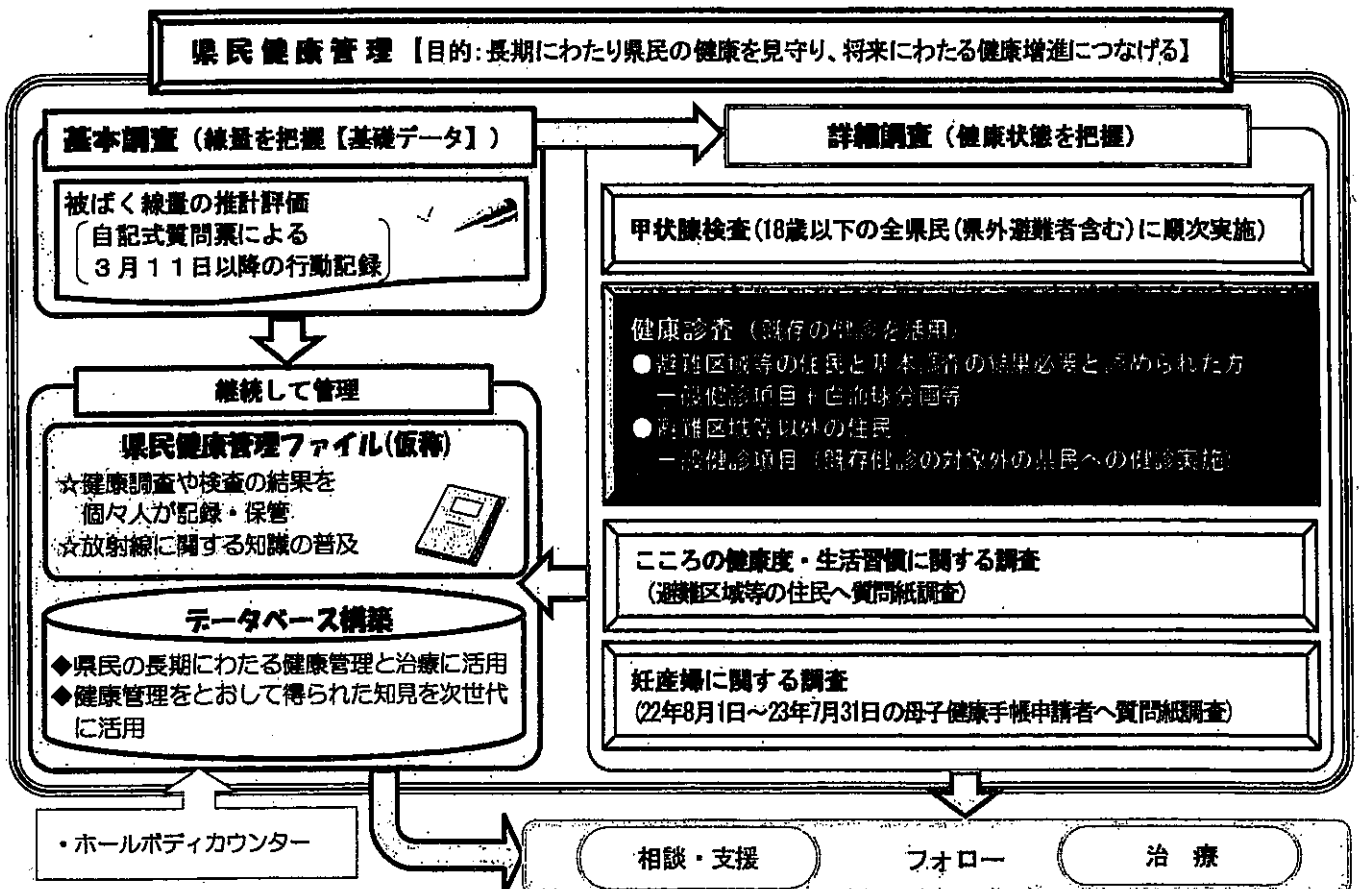
福島県保健福祉部 健康管理調査室

電話番号 024-521-8028(8:30~19:00)

健診項目

健診項目	内容
身長、体重、腹囲	身長と体重を測って肥満度をみます。 腹囲はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の判定基準となります。
血圧	血圧の状態を確認します。高血圧症などを見つけます。
尿検査	
尿糖	糖尿病を見つける手がかりとなります。
尿蛋白	腎臓の病気を見つける手がかりとなります。
尿潜血	腎臓や尿管、膀胱の病気を見つける手がかりとなります。
血液検査	
AST(GOT) ALT(GPT) γ-GTP	肝臓の病気を見つける手がかりとなります。また、AST(GOT)は心筋梗塞を見つける手がかりにもなります。
中性脂肪 HDL コレステロール LDL コレステロール	動脈硬化の危険性をみます。
赤血球数、ヘマトクリット ヘモグロビン	貧血の種類と程度をみます。
HbA1c 空腹時血糖	糖尿病などを見つける手がかりとなります。
白血球数、白血球分画 血小板	感染症や白血病などを見つける手がかりとなります。
血清クレアチニン、eGFR	腎臓の病気を見つける手がかりとなります。
尿酸	痛風などを見つける手がかりとなります。

県民健康管理の概要



承 諾 書

平成23年 月 日

福 島 県 知 事

私は、平成23年度特定健康診査・健康診査の下記健診項目の結果について、福島県が福島県立医科大学に委託して実施する「県民健康管理調査」のために健診機関から同大学へデータ提供されることを承諾します。

○ なお、承諾にあたっては、下記の条件のもとに納得したうえであることを付記します。

記

1 基本情報

氏名、性別、生年月日、住所

2 健診項目

身長、体重、腹囲、血圧、尿検査（尿蛋白、尿糖、尿潜血）

血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画）

血液生化学（AST、ALT、 γ -GTP、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖、血清クレアチニン、eGFR、尿酸）

3 承諾条件

○ (1) 私の都合でいつでもこの承諾を取り消すことができること。

(2) 私は承諾取消しによる不利益を一切受けないこと。

(3) 私の希望により、私に関する情報について、いつでも知ることができること。

(4) 本調査に関して得た私に関する個人情報の秘密は固く守られること。

住 所 _____

氏 名（署名） _____

※避難先住所（上記と異なる場合に記入してください。）

放射線医学県民健康管理センター、及び、県民健康管理調査の英語表記について

1. 放射線医学県民健康管理センターの英語表記

山下センター長からのご提案

A. Center for Radiation Medicine and Fukushima Health Management
(放射線医学と福島健康管理のためのセンター)

B. Radiation Medicine Center for Fukushima Health Management
(福島健康管理のための放射線医学センター)

C. Radiation Medical Science Center for Fukushima Health Management
(福島健康管理のための放射線医学センター)

Cf. 放射線医学総合研究所 ; National Institute of Radiological Sciences (NIRS)
放射線影響研究所 ; Radiation Effects Research Foundation (RERF)

2. 県民健康管理調査の英語表記

A. The Fukushima study; SCIENCE (5 AUGUST 2011, VOL333, 684-685)

B. Fukushima study; Nature (7 APRIL 2011, VOL472, 13-14)

C. Fukushima Health Study; Environmental Health Perspectives, NIEHS, NIH

D. Fukushima health effect study

E.